

「光の道」構想の推進について

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課
企画官 犬童 周作

「光の道」について

すべての世帯で超高速ブロードバンドサービスを利用する「光の道」構想を2015年頃の実現し、ICTを徹底利活用した豊かな社会の実現と経済成長、国際競争力強化を図る

「光の道」推進の3つの柱

第1の柱

「ICT利活用基盤」整備加速化インセンティブの付与

■ 地方自治体等が、医療・教育等へのICT活用に必要な超高速ブロードバンド基盤を整備する場合に財政上の支援措置等を講じる。

☞ 電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正

■ ワイヤレスブロードバンドを実現するための周波数の確保に向けて、周波数を再編。

☞ 電波法の一部改正

第2の柱

NTTの在り方を含めた競争ルールの見直し

■ アクセス網の一層のオープン化、ファイアウォールの強化など、ドミナント規制の見直し、規制緩和策を検討。

■ NTTの組織形態について、公正競争の確保のために必要な見直しを実施。

☞ 電気通信事業法等の一部改正

■ ユニバーサルサービスの対象に、2011年度から加入電話に相当する光IP電話を追加。ブロードバンドアクセスの追加は、「光の道」の整備状況等を踏まえ検討。

第3の柱

規制改革等によるICT利活用の促進

■ 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を中心に、情報通信技術の利活用を阻害する制度・規制等の徹底的な洗い出しを実施。

☞ 情報通信利活用促進一括化法(仮称)

■ 地域における拠点施設(地方自治体、学校、病院等)への基盤整備、その積極的な利活用を通じた地域のブロードバンド需要の創出等、ブロードバンド利用のインセンティブを高める施策を検討。

「光の道」整備推進事業(予算支援等)

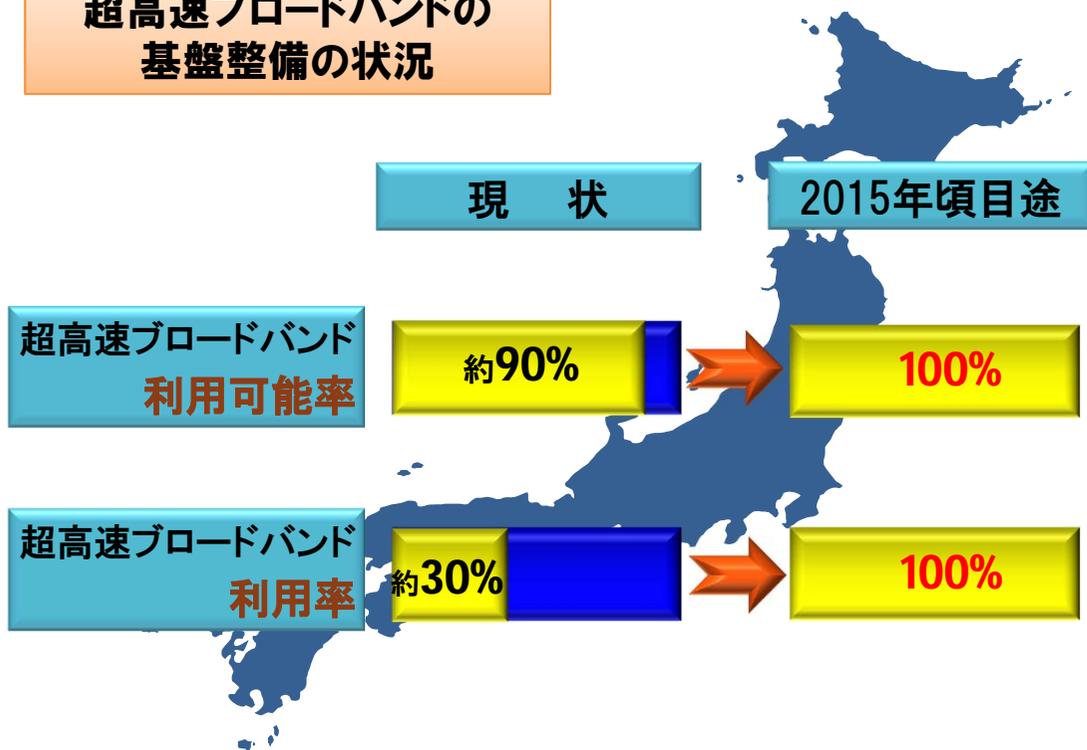
■ 「光の道」整備推進事業 24.0億円 (新規)【平成23年度予定額】

- 教育・医療等の分野における公共アプリケーションの導入を前提とした超高速ブロードバンド基盤整備を実施する地方公共団体等に対し、事業費の一部を支援。

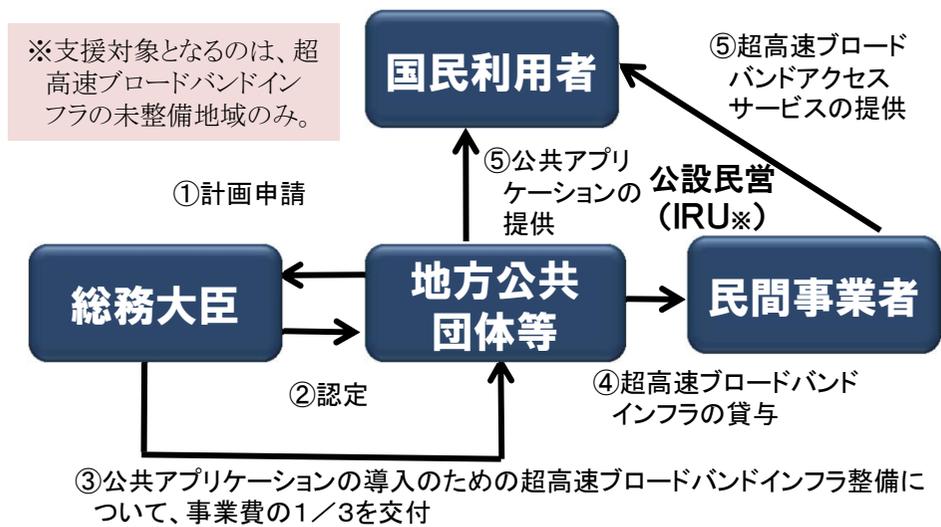
■ 「光の道」推進税制 税制改革

- 超高速ブロードバンドを活用した教育・医療分野の公共アプリケーションを導入するために必要となる設備を取得した中小事業者に対し、法人税および固定資産税の特例措置を適用。

超高速ブロードバンドの 基盤整備の状況



「光の道」整備推進事業の 仕組み



※ IRU (indefeasible right of user) とは: 関係当事者の合意がない限り、破棄したり終了させることができない回線使用权。

- 人口構成の変化
 - 高齢者の増加(医療介護のニーズが増加)
 - 一方、それを支える世代(15~64歳)が減少
 - 地域だけの問題ではない
 - 都市部も同じ状況

日本全体の構造的課題



- ICTの活用により医療介護施設や人手の不足に対応
 - 遠隔医療、介護ロボット(遠隔操作)
- 日本の経済成長に向けて
 - 少子化(将来の生産年齢人口の減少)がますます進行
 - 単に一人あたりのGDP(比率)の向上を目標とするのではなく、全体の付加価値額(分子)を人口減少分(分母)をカバーできるだけのものを作り出すことが必要(絶対値の上昇)



ICT協働教育→みんなで考えて、互いに高めあう力



農業	×	I C T
漁業	×	I C T
電力	×	I C T
観光業	×	I C T
製造業	×	I C T
流通業	×	I C T
金融業	×	I C T
鉄鋼	×	I C T
⋮		

導入の効果

1. 住民へのサービスの向上
窓口のワンストップ化、サービススピードの向上 等
2. 業務の改革
ノンカスタマイズやシステム共同運用による経費節減、システム運用人員の有効活用 等
3. 情報セキュリティ等の向上
外部への委託により、性能・拡張性、運用・保守性が向上 等

推進方策

1. 相互運用を容易にするソフト開発等
 - データの標準的な表現形式の構築を支援
 - 同一機能を、複数のシステムから共通利用するためのモデルの開発を支援
 - ベンダー間の乗り換えが容易に
2. クラウド導入による改善項目の整理
 - サービス向上効果、管理費用低減等について各自治体で検討
 - 自治体がシステム導入のメリット把握やベンダー間比較をするのが容易に

活用例イメージ

